⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は±（Tb／32）／４の範囲であること。 注　Tbとは、有効シンボル長である。 ［４～６　略］ 第６　無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 ［１・２　略］ ３　送信タイミング 無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第６において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、±208ナノ秒（無線設備規則第49条の29第１項、第７項及び第８項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、±130ナノ秒）の範囲であること。 ４　ランダムアクセス制御 ［⑴　略］ ⑵　チャネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒（無線設備規則第49条の29第１項、第７項及び第８項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、0.403秒）以内に通信チャネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャネルを使用して情報の送信を行うものであること。 ［⑶　略］ ［５～９　略］ ［第７　略］	⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±（Tb／32）／４の範囲であること。 注　［同左］ ［４～６　同左］ 第６　［同左］ ［１・２　同左］ ３　［同左］ 無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第６において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は、±208ナノ秒の範囲であること。 ４　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　チャネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒以内に通信チャネルを指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャネルを使用して情報の送信を行うものであること。 ［⑶　同左］ ［５～９　同左］ ［第７　同左］
備考　表中［　］の標記は注記である。	

○総務省告示第二百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項及び別表第三号の46の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日　　総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］ 二　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備 ［１　略］ ２　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。 ［⑴　略］ ⑵　陸上移動局の送信装置 (1)　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置	［一　同上］ 二　［同上］ ［１　同上］ ２　［同上］ ［⑴　同上］ ⑵　［同上］ (1)　［同上］

チャネル間隔（注１）	離調周波数（注２）	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
［略］	［略］	［略］	［略］

チャネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］